

愛媛県海岸漂着物対策活動推進員等 募集要項

海洋プラスチックごみ対策の推進を図るためには、県と連携して海岸や河川の清掃活動、住民等への助言や情報提供等を行うなど、協力的な役割を担う人材や団体を早急に育成していく必要があります。

そこで、本県では、海岸漂着物対策の活動を自らが率先して実施することをはじめ、県民や民間団体等の要請に応じ、海岸漂着物対策の推進のために必要な助言や協力等を行う「愛媛県海岸漂着物対策活動推進員（以下「推進員」という）」及び「愛媛県海岸漂着物対策活動推進団体（以下「推進団体」という）」を、以下のとおり募集します。

【1】応募要件 次の要件のいずれも満たす個人及び団体

- (1) 海岸漂着物対策に係る次のいずれかの活動実績が3年以上あること
 - ア 海岸漂着物等の回収
 - イ 海岸漂着物等に関する調査研究
 - ウ 海岸漂着物の発生抑制等に関する普及啓発や情報発信
- (2) 次のいずれかに該当すること
 - ア 推進員及び推進団体（以下「推進員等」という）の育成を目的として県が主催する講習会*に参加した者・団体
 - ※ 令和7年8月23日（土）開催の「愛媛県海洋ごみ対策セミナー」（応募締切8月20日（水）先着100名 <https://ehimekaigan.jp/>）
 - イ 愛媛県海岸漂着物対策推進協議会委員による推薦があった者・団体

【2】任 期 委嘱又は指定の日から5年間（再委嘱・再指定は可）

【3】応募方法 「応募用紙」に必要事項を記入し、関係資料を添付して、県循環型社会推進課に提出してください。

※「応募用紙」「募集要項」は、愛媛県ホームページに掲載しています。

【愛媛県海岸漂着物対策活動推進員等の募集（県ホームページ）】

<https://www.pref.ehime.jp/h15700/umigomi/suishinin.html>

愛媛県海岸漂着物対策活動推進 募集 検索



【4】募集期間 令和7年7月7日（月）～令和7年9月24日（水）【必着】

【5】推進員等の自主的な活動（例）

- ・ビーチクリーン活動、河川清掃活動の普及活動

- ・学校や地域での出前講座
- ・県や市町が実施する海岸漂着物等の回収活動等への協力
- ・県や市町が実施する海洋プラスチック問題等に関する普及啓発事業への協力（企画、実施、情報発信等）
- ・海岸清掃活動等に取り組む団体等に対する相談支援

【6】活動への支援

- ・推進員等の活動は、県ホームページ等で積極的に情報発信していきます。
- ・海岸漂着物対策についてのパネルの貸出等が可能です。
- ・推進員等の活動できる機会やイベント等をお知らせします。

【7】留意事項

- ・推進員等は、ボランティアとして活動していただきます。
- ・推進員等には、年度当初（毎年4月末）に前年度の活動報告書を提出していただきます。

※特段の理由なく活動を行っていない場合、委嘱又は指定を取り消すことがありますので、御注意ください。

【8】提出先・問い合わせ先



〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県 県民環境部環境局 循環型社会推進課 一般廃棄物係

《電 話》089-912-2357

《E-mail》junkan-shakai@pref.ehime.lg.jp

【参考】

●海岸漂着物処理推進法（抜粋）

（海岸漂着物対策活動推進員等）

第十六条 都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有する者を、海岸漂着物対策活動推進員として委嘱することができる。

2 都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う民間の団体を、海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

3 海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体は、次に掲げる活動を行う。

- 一 海岸漂着物対策の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民又は民間の団体に対し、その求めに応じて海岸漂着物等の処理等のため必要な助言をすること。
- 三 海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う住民又は民間の団体に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- 四 国又は地方公共団体が行う海岸漂着物対策に必要な協力をすること。